

令和6年10月分から『児童手当』の制度が変わります

支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。

1. 改正内容

	改正前	改正後		
支給対象	中学生まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)		
所得制限	あり	なし		
手当月額 (児童1人当たり の月額)	・3歳未満:月15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子:月10,000円 第3子以降:月15,000円 ・中学生:月10,000円 ・所得制限以上:月5,000円 ・所得上限限度額以上:支給なし	児童の年齢	支給金額	
			第1子・第2子	第3子以降
		3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～ 高校生年代	10,000円			
支払期日	年3回 (2月、6月、10月)	年6回 (2月、4月、6月、8月、10月、12月)		
第3子以降の 算定対象児童	高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末まで)	大学生年代 (22歳到達後の最初の年度末まで(※1))		

(※1)第3子以降の算定例

児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000
14歳	第3子	30,000

児童年齢	算定	支給金額(円)
23歳		
17歳	第1子	10,000
14歳	第2子	10,000

ただし、大学生年代までの児童であっても、婚姻し生計を独立している、自立し自分で生計を維持している等、受給者が養育していると判断できない場合は、算定対象外となります。

2. 受給資格者

支給対象児童を養育する父母等のうち、所得の高い方

※公務員の方につきましては、従来制度どおり勤務先(所属庁)での手続きとなります。

3. 申請期限

令和6年10月31日(木)まで

最終提出期日:令和7年3月31日(月)

※申請期限を過ぎても、令和7年3月31日までに申請があった場合、支給月は遅れますが、令和6年10月分まで遡って支給します。最終提出期日を過ぎた場合、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

提出・問い合わせ先

七飯町役場 住民課医療児童助成係 電話:0138-65-2513